

「公的統計データの二次的利用」に係る 取組の現状・課題等

平成27年8月5日

総務省 政策統括官(統計基準担当)

< 目次 >

- 1. 利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方向性
- 2. 調査票情報のオンサイト利用
- 3. オーダーメイド集計の利用条件(学術研究目的の利用)の緩和等

1. 利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方向性

高

調査票情報

実効性のあるセキュリティ確保の仕組みが必要。
また、現行方式では利用開始前に利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び作成予定の集計様式・分析出力様式を利用者が提出し、調査実施機関が審査する必要があるが、利用者及び調査実施機関双方の負担が大きい。

➡ リモートアクセス、オンサイト施設、プログラム送付型集計・分析の活用

匿名データ

匿名データが提供されている統計調査の種類が限られている。
また、提供中のものについても、新しい年次の追加要望がみられる。

➡ 匿名データの種類・年次の追加。年次追加に伴う手続の簡素化。

オーダーメイド集計

「オープンデータ」化の中で、行政機関の保有データについて、可能な限り幅広い利用が求められている。

また、人手による作業が多くを占めていることなどから、集計結果を提供するまでに時間を要する場合が多い。

➡ 利用制限の緩和、オンデマンド集計の実用化

求められるセキュリティレベル

中

低

利用可能な統計調査数

区 分	オーダーメイド集計	匿名データ
平成 21年度	7 (19)	4 (13)
平成 22年度	21 (93)	4 (13)
平成 23年度	24 (126)	6 (34)
平成 24年度	25 (163)	6 (36)
平成 25年度	26 (203)	7 (40)
平成 26年度	26 (239)	7 (41)
平成 27年度(予定)	26 (259)	7 (44)

利用件数

区 分	調査票情報の提供 (統計法第33条第2号該当)	オーダーメイド集計	匿名データ
平成 21年度	54	4	20
平成 22年度	133	12	38
平成 23年度	148	10	33
平成 24年度	169	19	32
平成 25年度	244	13	41
平成 26年度	281	29	37
累 計	1,029	87	201

()は、1年次分ごとにカウントした場合の数。
 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ(仮称)」も併せて検討。

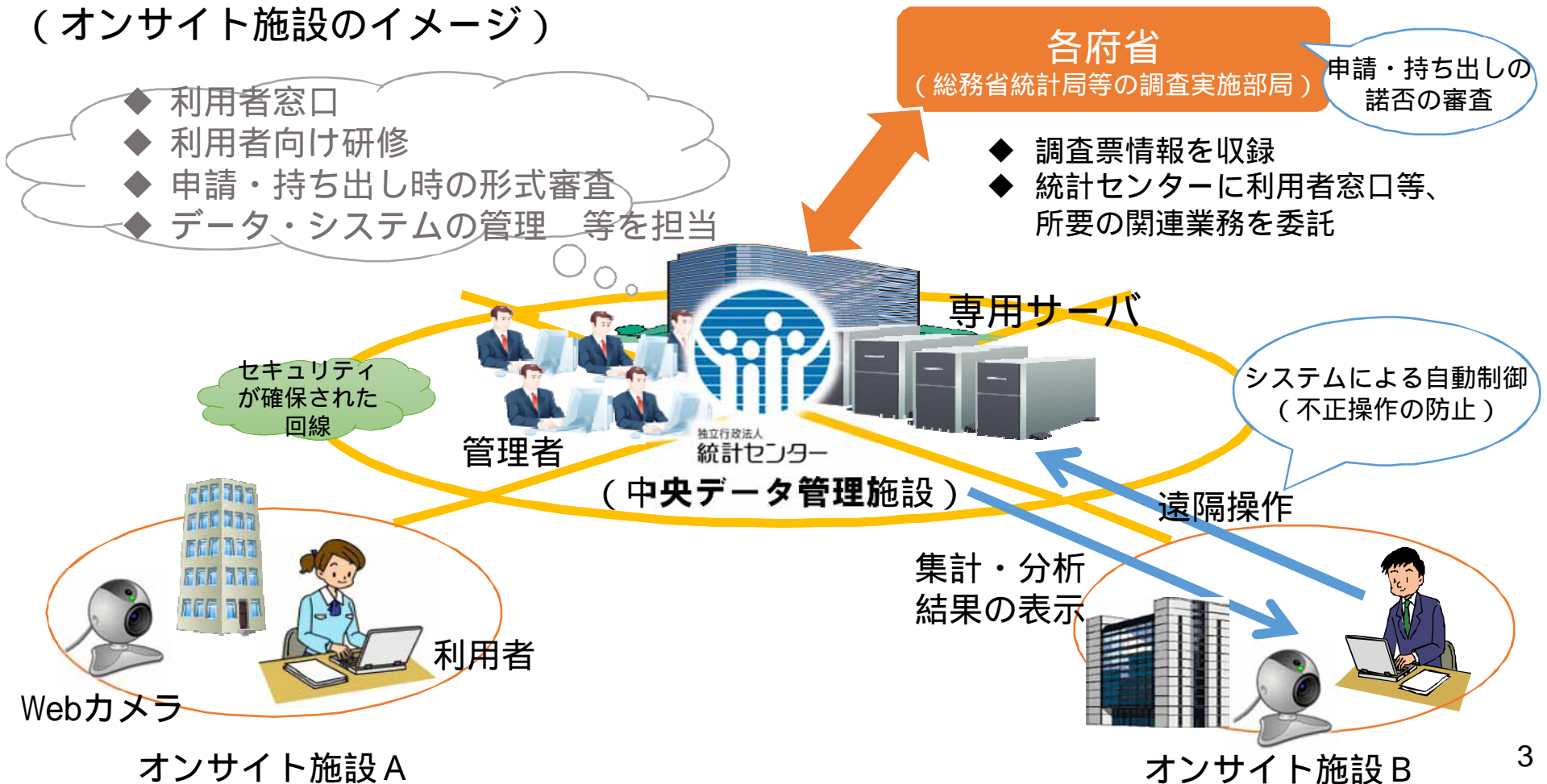
2. 調査票情報のオンサイト利用

オンサイト利用については、長年にわたる課題であったが、ITの進展等を踏まえ、平成28年度を目的に、リモートアクセスを活用したオンサイト利用の試行を開始する。今後も、総務省政策統括官(統計基準担当)は制度面の検討・関係府省と調整するとともに、総務省統計局は(独)統計センターと連携して技術面を検討する。

「統計データ・アーカイブ(仮称)」はこの進展を踏まえ検討

具体的な試行については、統計局において、学界や各府省の協力を得つつ、統計局の統計調査の調査票情報を主たる対象に、(独)統計センターを中央データ管理施設の管理者として政府共通の基盤とするオンサイト施設を整備する。

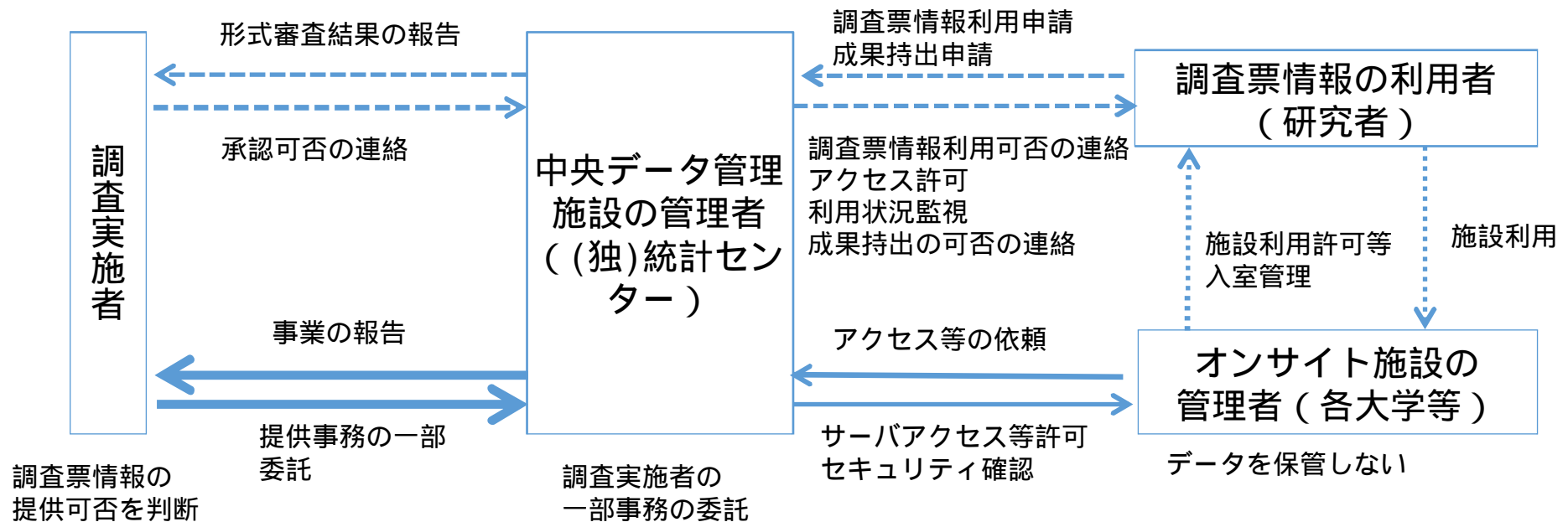
(オンサイト施設のイメージ)



2. 調査票情報のオンサイト利用

利用の流れ

申請に係る事務負担の軽減及び探索的(試行錯誤的)な研究分析の実現のため、現状のような詳細な事前申請(作成しようとする集計様式や分析出力様式等)は不要
研究成果物(分析結果)を外部に持ち出す際には、秘匿性のチェック



学と官の連携の推進

オンサイト施設は、国が直接、設置・運用する場合のほか、大学等研究機関の協力を得て全国的なネットワークの構築を目指す。

オンサイト施設の設置に係る課題の検討などを行うため、「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム」(仮称)が設立される予定。(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が事務局の予定。)

コンソーシアムには、総務省政策統括官・統計局・(独)統計センターが協力。

3. オーダーメイド集計の利用条件(学術研究目的の利用)の緩和等

検討の背景

現状は、企業の利用を認めてはいるものの実績は少なく、企業側も利用できるという認識に乏しい。欧米等諸外国においては、オーダーメイド集計については学術研究以外にも広く利用されている。

企業・有識者からのヒアリング結果

- (企業の意見)・成果物を経営計画に利用するなど営利目的での利用も可としないと利用は広がらないのではないか。
 - ・研究成果の事前の公表義務も厳しい制約となっている。
- (有識者意見)・「学術研究の発展に資する」の範囲を広げ、研究成果の公表があれば、企業の利用も幅広く認めてはどうか。
 - ・企業の利用を認めることは、企業にとって公的統計に対する関心を高めることにつながるのではないか。

見直しの方向性

学術研究の発展に資すると認める場合などにオーダーメイド集計を可能とする法律の趣旨を踏まえ、公表義務など利用者 に一定の制約の下、利用条件を緩和

現行の要件	見直し案
学術研究の発展に資すると認められること	変更なし(法律上の文言)
統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること 一旦公表された学術研究の成果が副次的に営利目的に利用されることは可だが、 <u>公表前の営利目的利用は禁止</u>	統計成果物を研究の用に供すること ・通常の企業活動の一環として研究を行う場合も可とするもの。 <u>成果等の公表は、営利目的利用後でも可とする。</u>
<u>統計成果物(オーダーメイド集計の集計結果)を用いて行った学術研究の成果が公表されること</u>	「研究成果」以外に、「 <u>統計成果物そのものと研究の概要の公表</u> 」を選択肢として追加

3. オーダーメイド集計の利用条件(学術研究目的の利用)の緩和等

今後の予定

上記の利用条件の見直しのほか、利用者の利便性の向上や審査事務の効率化等のため、オーダーメイド集計及び匿名データの利用に関して、法人による利用の場合の本人確認手続について法人の代表者の生年月日の記載や証明書(運転免許証等)の提出を不要とするといった手続の見直しも行う。

省令(統計法施行規則(平成20年総務省令第145号))、告示(平成21年総務省告示第457号)、ガイドライン(委託による統計の作成等に係るガイドライン、匿名データの作成・提供に係るガイドライン)を改正する。準備・周知期間を経て平成28年4月の施行を予定。

なお、匿名データの年次追加の手続簡素化に関する見直しも予定。

利用可能な統計調査(オーダーメイド集計)

府省名	統計調査名	提供対象
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4-6月期～27年7-9月期
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～26年度
	消費動向調査	平成16年度～26年度(月次調査)
総務省	国勢調査	昭和55年,60年、平成2年,7年,12年,17年,22年
	労働力調査	昭和55年1月～平成26年12月(月次調査)
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成26年12月(月次調査)
	住宅・土地統計調査	昭和53年,58年,63年,平成5年,10年,15年,20年,25年
	就業構造基本調査	昭和54年,57年,62年、平成4年,9年,14年,19年,24年
	社会生活基本調査	昭和56年,61年、平成3年,8年,13年,18年,23年
	家計調査	昭和56年1月～平成26年12月(月次調査)
	全国消費実態調査	平成11年、16年、21年
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成26年度
文部科学省	学校基本調査	平成20年度～26年度
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年～26年
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～24年
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～26年
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年
	患者調査	平成20年、23年
農林水産省	農林業センサス	平成17年、22年
	漁業センサス	平成15年、20年、25年
	海面漁業生産統計調査	平成19年～26年
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年1月～26年12月(月次調査)
	農業経営統計調査	平成20年～25年
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年～26年調査(平成19年～25年実績)
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～27年3月(月次調査)
日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月以降の各調査期

平成27年4月現在(平成27年度中に提供開始予定のものを含む。)

利用可能な統計調査(匿名データ)

府省名	統計調査名	提供対象
総務省	国勢調査	平成12年、17年
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年
	労働力調査	平成元年1月～平成23年12月(月次調査)
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成10年、13年、16年、19年、22年

平成27年4月現在(平成27年度中に提供開始予定のものを含む。)